

## 議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	47
提出時期	平成30年9月（定例会）・臨時会）		
案件名	埴町地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部改正について		
要 旨	<p><b>【改正理由】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域再生法の一部を改正する法律（平成30年法律第38号）が施行され、地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令の一部を改正する省令（平成30年総務省令第33号）が平成30年6月1日に公布・同日施行されたことに伴い、埴町地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例について所要の改正を行うものです。</li> </ul> <p><b>【具体的な内容】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域再生法第17条の2第1項第1号（移転型事業）に対する不均一課税について、地方交付税により減収補填される期間が平成32年3月31日まで2年間延長されます。</li> <li>・地域再生法第17条の2第1項第1号（移転型事業）について、固定資産税を課税免除した場合にも、地方交付税により減収補填されることとなったため、現行の不均一課税の規定に課税免除（3年間）の規定を追加します。</li> <li>・地方活力向上地域に、「準地方活力向上地域（名古屋圏、大阪圏）」が新たに規定されたことに伴い、「地方活力向上地域特定業務施設整備計画」を「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」に名称を変更します。</li> <li>・上記改正に伴い、条項及び文言を整理します。</li> </ul> <p><b>【施行期日】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用します。</li> <li>・施行日以前に設備を新增設した固定資産税は従前の例によります。</li> </ul>		
担当課	町民課		